

適用 18

(株)みずほフィナンシャルグループ・(株)みずほ銀行・みずほ信託銀行(株)・
みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)は、提出不要です。
(人事業務部ヒューマンサービス室より一括提出されて来ます。)

育児休業等期間中の保険料免除を申請したい とき、休業終了予定日を延長するとき又は休業 終了予定日前に終了したとき

『健康保険 育児休業等取得者申出書(新規・延長) ／終了届』

《保険料の免除期間》

この申出は、被保険者から育児休業等取得の申し出があった場合に事業主が行うものです。この申出により、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間の、毎月の報酬にかかる保険料が免除されます。また、開始日の属する月と終了日の翌日が属する月が同一の場合でも、育児休業等開始日が含まれる月に14日以上育児休業等を取得した場合は免除になります(令和4年10月1日以降に開始日した育児休業等に限る)。

※賞与・期末手当等にかかる保険料(育児休業等期間に月末が含まれる月に支給された賞与にかかる保険料)についても免除されます。但し、令和4年10月1日以降に開始する育児休業等については、当該賞与月の末日を含んだ連続した1か月を超える育児休業等を取得した場合に限り免除となります。

【手続き】

- ① この申出は、被保険者が次に掲げる育児休業等を取得する度に、事業主が手続きを行う必要があります。被保険者が育児休業等を開始した日以降、育児休業期間中又は終了後の一定期間中(育児休業等終了日から起算して1月以内)に、健保担当部署で作成後、健保組合宛にご提出下さい。
- ② 令和4年12月以降は、KOSMO Webからのデータアップロードでご提出をお願いしています。
 - (1) 1歳に満たない子を養育するための育児休業
 - (2) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するための育児休業
 - (3) 1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業
 - (4) 1歳(上記(2)の場合は1歳6か月、上記(3)の場合は2歳)から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業
 - (5) 産後休業をしていない労働者が、育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得する休業(産後パパ育休)

※「育児休業等取得者申出書」により保険料の免除を受けられる期間は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等期間に限ります。通常、事業主等は労働者にあらず、この法律に基づく育児休業等は取得できないため、当該申出は行えません。

【作成上の注意事項】

ご入力に際しては、【入力の方法】のご確認をお願いいたします。

(2024.4)